大臣が指定するものに限る。）

AC_{12} ＝ 0.065

AC_{13} ＝ 0.049

AC_{14} ＝ 0.023

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02144

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02993

AD_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{12} ＝ 0.020

AE_{13} ＝ 0.015

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定

大臣が指定するものに限る。）

AC_{11} ＝ 0.074

AC_{12} ＝ 0.062

AC_{13} ＝ 0.049

AC_{14} ＝ 0.023

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.041

AC_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02148

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02999

AD_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{11} ＝ 0.022

AE_{12} ＝ 0.019

AE_{13} ＝ 0.015

α　第２号算式の符号αに同じ

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定